

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所第1期中期目標（素案）

目次

- 第1 中期目標の期間
- 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1 行政機関および住民に対して果たすべき役割の維持と強化
 - (1) 健康危機事象対応能力の強化
 - (2) 試験検査機能の充実
 - (3) 調査研究機能の充実
 - (4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の強化
 - (5) 研修指導体制の強化
 - 2 地方衛生研究所広域連携における役割
 - 3 新たな事業展開
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 1 業務運営の改善
 - (1) 組織マネジメントの実行
 - (2) 事務処理の効率化
 - (3) 組織の最適化
 - (4) 検査・研究体制の強化
 - 2 職員の能力向上に向けた取り組み
 - (1) 研修制度の確立
 - (2) 人事評価制度の確立
- 第4 財務内容の改善に関する事項
- 第5 その他業務運営に関する重要事項
 - 1 施設および設備機器の活用及び整備
 - 2 安全衛生管理対策
 - 3 環境に配慮した取組の推進
 - 4 適正な料金設定
 - 5 法令遵守に向けた取り組み
 - (1) コンプライアンスの徹底
 - (2) 個人情報の保護
 - (3) 情報公開の推進

(前文)

大阪府立公衆衛生研究所は昭和35年に、大阪市立環境科学研究所は昭和49年に、それぞれ明治期に創設された衛生検査機関を母体として設立された。以来、公衆衛生にかかわる検査・研究を行い、また健康危機管理事象に際しては、公衆衛生行政を科学的、技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。

公衆衛生の領域では、日々の生活における住民の感染症への警戒感、食品や生活環境に対する安全・安心への志向が高まり、取組むべき課題が多様化、高度化してきている。このため地方衛生研究所に対して、これまで以上に迅速かつ確な試験検査の実施やその基盤となる調査研究の充実、さらには情報提供や研修を通じた公衆衛生への寄与が求められている。

このような状況を踏まえ、平成26年4月、これまでの使命を継承しながら府市2つの研究所が統合することによりそれぞれが有する特色を生かして、より質の高い業務を推進し、また将来にわたって効率的な運営をすることにより、住民サービスをより一層向上させることを目指し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「研究所」という。)を発足させることとなった。

新たな研究所が、その定款第1条に定められた「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を迅速に行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的を果たすため、共同設置者である大阪府ならびに大阪市は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条第1項の規定に基づき、以下のとおり中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう研究所に対し指示する。

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である府市両研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人としての特性を十二分に発揮して住民・行政に対して様々な科学的、技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上及び住民の健康の増進に寄与すること。

1 行政機関および住民に対して果たすべき役割の維持と強化

(1) 健康危機事象対応能力の強化

健康危機事象発生時における対応能力の強化に努め、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命、健康の安全を脅かす事態の未然の防止や発生の際における被害の拡大防止のため、行政に対する科学的、技術的な支援

を迅速かつ的確に行うこと。

(2) **試験検査機能の充実**

研究所に蓄積された知見、人材、機器などの資源を最大限に活用し、公衆衛生に係る試験検査を効率的かつ正確に実施すること。

(3) **調査研究機能の充実**

行政ニーズや住民の関心を十分に把握し、検査法の開発改良や健康危機事象への対応力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘、解決のための調査研究等に取り組むこと。

① **研究課題の設定**

取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、公衆衛生行政における社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。

② **調査研究の推進**

公衆衛生に係る多様なニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新で高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機対応に関することや地域特有の課題など、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施できる体制を整備するなどの取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外をとわず他の研究機関との連携を強化すること。

③ **調査研究資金の確保**

府・市からの依頼研究のほか、競争的外部研究資金の獲得や民間企業との共同研究等、調査研究に必要な資金の確保に努めること。

④ **調査研究の評価**

調査研究課題については、ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、また得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部専門家の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。

(4) **公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の強化**

公衆衛生情報の収集・解析・提供機能を充実させるとともに、疫学調査活動への協力など、地域保健対策に係わる支援の充実を図ること。

住民サービスの観点から、食の安全や感染症、生活衛生等に関する知見等、試験検査や調査研究活動等を通じて得られた情報は、住民が容易に理解でき、住民生活に役立てられるように工夫して積極的に広報することにより、地域住民の生活安全に貢献すること。

(5) **研修指導体制の強化**

地域の保健所等の行政関連機関の職員をはじめ、内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係るレベルの向上に寄与するように努めること。

2 地方衛生研究所広域連携における役割

国立研究機関や近畿の地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、危機事象発生時に

おける協力のみならず、平常時においても、研究所間の連携強化やレベル向上において中心的役割を果たし、地域住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するように努めること。

3 新たな事業展開

地域ニーズの把握に努めながら、公衆衛生関連の事業者等に対し、依頼試験、委託研究、共同研究、精度管理、研修などを実施することで、研究所の持つ技術・知見を提供し、地域の公衆衛生レベルの底上げを通して、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するように努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の改善

(1) 組織マネジメントの実行

法人の運営責任体制を明確にし、絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康安全の最大化に資するよう効率的・効果的に業務運営を行うこと。

(2) 事務処理の効率化

事務書類の簡素化や各種の情報処理システムの導入、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うなど、事務処理業務の効率化を図ること。

(3) 組織の最適化

想定される新たな健康危機事象への対応および業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性、業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。特に、森之宮と天王寺の2施設に分散する組織間の連携が十分に行われるように配慮し、その最適化を図ること。

(4) 検査・研究体制の強化

検査成績の信頼性確保および研究の企画と評価に関わる機能及び体制の強化を図り、質の高い試験検査、調査研究業務を実施すること。

2 職員の能力向上に向けた取り組み

社会的ニーズに基づき、長期的展望に立って優秀な人材を確保し、その育成及び士気の喚起に努めること。

(1) 研修制度の確立

個人や組織として蓄積された技術が継承されるよう、また新たな技術や知見の習得が十分に行われるように、人材の育成に取り組むこと。

(2) 人事評価制度の確立

職員の業績を的確かつ客観的に評価し、職員の勤務意欲と能力の向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

経費の収支バランスを常に意識し、固定的経費の抑制に努め、また職員のコスト意識を醸成するなどにより経費を効率的に執行すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設および設備機器の活用及び整備

社会的ニーズに的確に応えていくため施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。なお、府市2つの研究所を統合する効果が発揮できるよう、施設のあり方について早期に考え方を示すこと。

2 安全衛生管理対策

職員が快適かつ安全な労働環境で業務に従事できるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにすること。

3 環境に配慮した取組の推進

環境に配慮した業務運営に努めること。

4 適正な料金設定

手数料や利用料については、社会情勢を勘案し適正な料金を設定すること。

5 法令遵守に向けた取り組み

(1) コンプライアンスの徹底

法令遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報や企業情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。

(3) 情報公開の推進

法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。